

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する変更決定処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市に所在したB会社C支店に雇用され、営業外務員として勤務していたが、同年〇月〇日、「脳幹梗塞」（以下「本件疾病」という。）を発症し、加療の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、休業補償給付及び障害補償給付の請求を行ったが、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、同年〇月〇日付けで、これらを支給しない旨の処分を行った。請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したため、この決定を不服として、当審査会に再審査請求をしたところ、当審査会は平成〇年〇月〇日付けで当該不支給処分を取り消す旨の裁決をした。

監督署長は、再審査請求による取消裁決を受けて、平成〇年〇月〇日、給付基礎日額を〇円として休業補償給付を支給する旨の処分をした。請求人はこの処分を不服として審査官に審査請求をしたところ、平成〇年〇月〇日、審査官は当該支給処分を取り消す旨の決定を行ったことから、監督署長は、障害補償給付については、平成〇年〇月〇日付けで「障害等級第2級、給付基礎日額〇円」として

支給する旨の処分をした。

以降、請求人は上記等級に応じた障害補償年金を受給していたところ、労災保険法第8条の3の規定により、平成〇年〇月〇日付けでいわゆるスライド率が改定され、年金たる保険給付の額の算定基礎となる給付基礎日額（以下「年金給付基礎日額」という。）が改定されたことから、監督署長は、同月分以降の障害補償年金の額を変更する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、年金給付基礎日額の改定に伴う障害補償年金の額を変更する旨の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人の請求の論旨は必ずしも明らかではないが、推認すると、スライド率改定によって障害補償年金額が引き下げられた機会を捉えて、当初の給付基礎日額に誤りがあった旨主張しているものと考えられる。そうであるとすると、請求人の障害補償給付に係る給付基礎日額は、既に当時における審査官の決定を経て確定されており、再審査請求の期間も徒過していることから再度判断する余地はないと言わざるを得ない。

なお、年金給付基礎日額は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第4項において、その算定基礎にボーナス等の特別給与（3か月を超える期間ごとに支払われる賃金等）は含ま

れないとされているところ、請求人の主張する「特賞歩合給」は特別給与に該当することから、年金給付基礎日額の算定基礎に含むべきものではなく、また、請求人には当該「特賞歩合給」を算定対象とした「障害特別年金」が支給されていることを付言する。

- 3 以上のおりであるので、監督署長が行った年金給付基礎日額の改定に伴う障害補償年金の額を変更する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。